

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第25期第3四半期
(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社

【英訳名】 AVEX GROUP HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 松浦勝人

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目1番30号

【電話番号】 03(5413)8550(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 竹内成和

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目1番30号

【電話番号】 03(5413)8550(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 竹内成和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第24期 第3四半期 連結累計期間 | 第25期 第3四半期 連結累計期間 | 第24期 |
|--------------------------|-------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 | (百万円) | 85,949 | 82,517 | 111,561 |
| 経常利益 | (百万円) | 9,501 | 6,647 | 9,990 |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 5,746 | 3,267 | 5,308 |
| 四半期包括利益又は包括利益 | (百万円) | 5,612 | 3,419 | 4,950 |
| 純資産額 | (百万円) | 34,184 | 35,074 | 33,547 |
| 総資産額 | (百万円) | 91,239 | 92,923 | 93,315 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 133.80 | 76.07 | 123.60 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | | 76.02 | |
| 自己資本比率 | (%) | 35.8 | 36.0 | 34.4 |

| 回次 | | 第24期 第3四半期 連結会計期間 | 第25期 第3四半期 連結会計期間 |
|---------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 | (円) | 39.19 | 11.30 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第24期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 第24期第3四半期連結累計期間及び第24期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧州の債務危機を背景とした世界経済の減速懸念や円高・株安の進行等から、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが属するエンタテインメント業界の環境としましては、音楽ビデオの販売が好調だったこと等により音楽ソフトの生産金額が前年同期比98.9%（平成23年4月～12月）とほぼ横ばいとなりました。一方、有料音楽配信売上実績は、違法配信の問題やスマートフォンの普及に伴う「着うた(R)」「着うたフル(R)」のダウンロード数減少等により、前年同期比84.2%（平成23年4月～9月。以上、一般社団法人日本レコード協会調べ）と厳しい状況となりました。映像関連の市場におきましては、邦画洋画合計の興行収入がヒット作品の減少により前年同期比82.7%（平成23年4月～12月。一般社団法人日本映画製作者連盟調べ）、ビデオソフトの売上金額は前年同期比98.0%（平成23年4月～12月。一般社団法人日本映像ソフト協会調べ）となりました。コンサート市場におきましては、動員数・売上金額ともに堅調であり（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会調べ）、ライブ・エンタテインメントに対するニーズは依然として高いことが推測されます。また、スマートフォンの普及が加速しており、次世代通信方式の導入を含め、インフラ及びハード両面の発達により、今後新たなコンテンツ需要が喚起されることが期待されます。

このような事業環境の下、当社グループは中期経営計画「Next Era 2014」に基づき、デジタルが持つ情報発信力を最大限活用するとともに、積極的なアライアンス展開により、音楽に留まらないアーティストの個性や才能そのものをビジネスに転換する、より立体的な360度展開を行うことで中期的な成長を図っております。

当第3四半期連結累計期間につきましては、市場環境の影響等により音楽配信のダウンロード数が減少したことや、ライブ動員数の減少とこれに伴うグッズの販売が減ったこと等により、売上高は前年同期比96.0%の825億17百万円、営業利益は前年同期比69.9%の71億59百万円、四半期純利益は前年同期比56.9%の32億67百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

音楽事業

市場環境の影響を受け、音楽配信のダウンロード数が減少したこと等により、売上高は前年同期比91.9%の455億61百万円となりました。また、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により、前年同期比62.1%の36億99百万円となりました。

映像事業

動画配信サービスの会員数が好調に推移したこと等により、売上高は前年同期比117.0%の142億96百万円となりました。また、収益性の高いパッケージ商品の販売が好調であったことや、動画配信サービスの会員数増加により原価率が低減したこと等により、営業利益は前年同期比131.1%の23億70百万円となりました。

マネジメント/ライブ事業

ライブ動員数の減少とこれに伴うグッズの販売が減ったこと、また他事業からの内部取引印税が減少したこと等により、売上高は前年同期比90.3%の244億35百万円となりました。また、営業利益は収益性の高いグッズの売上高が減少したこと等により、前年同期比49.9%の10億89百万円となりました。

その他

スクール事業が堅調に推移したこと等により売上高は前年同期比100.4%の29億67百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の増加により営業利益は前年同期比0.3%の0百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達

当社グループは現在、運転資金、設備投資資金及び事業投資資金を主に金融機関からの借入により調達しております。

短期資金については、取引銀行2行と締結している貸出コミットメント契約(融資枠総額115億円)、及び取引銀行3行と締結している当座貸越契約(融資枠総額36億円)のほか、取引金融機関より機動的に調達を行っております。

また長期資金については、資金使途及び金融情勢等を勘案の上、安定的かつ低コストでの調達を行っております。

今後につきましても、運転資金需要及び投資好機に迅速に対応し、より安定的で低コストの資金調達が可能となるよう財務体質の強化に努め、必要時にはその時々々の経済環境及び金融情勢を勘案し、最適な資金調達を実施したいと考えております。

流動性の状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び預金は77億54百万円となり、前連結会計年度末から42億84百万円減少しております。

当社グループは当第3四半期連結会計期間において、平成23年12月返済期限の長期借入金27億円に関し、取引銀行3行より長期借入金24億円の借換を実行しております。

当社連結ベースでの流動比率は、前連結会計年度末の112.2%に対し、当第3四半期連結会計期間末は92.4%と19.8ポイント低下しております。これは主に、前連結会計年度末に比べて1年内返済予定の長期借入金及び1年内償還予定の社債が58億62百万円増加したことなどにより、流動負債が78億50百万円増加したことが主な要因であります。

当社グループは上記現金及び預金77億54百万円に加え、取引銀行2行に合計115億円の貸出コミットメントライン(当第3四半期連結会計期間末での未使用枠は115億円)を設定しておりますので、十分な流動性を確保しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金及び1年内償還予定の社債については、主に営業キャッシュ・フロー及び既存の短期借入枠内(コミットメントライン115億円、当座貸越36億円)での借入資金を返済・償還原資と予定しており、返済・償還後においても十分な流動性を確保できる見込みであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 184,631,000 |
| 計 | 184,631,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|---------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 46,157,810 | 46,157,810 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数100株 |
| 計 | 46,157,810 | 46,157,810 | | |

(注) 提出日現在発行数には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年6月26日第24期定時株主総会決議
 (会社法に基づく新株予約権)

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 平成23年6月26日 |
| 新株予約権の数(個) | 1,076 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 (単元株式数100株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 107,600 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年10月18日 至 平成33年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1 | 発行価格 690 資本組入額 345 |
| 新株予約権の行使の条件 | ・新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を保有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による行使は認めない。 ・新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2 |

(注) 1 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり689円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除く。以下同じ)に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり689円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺するものといたします。

2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

付与株式数の調整は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少

して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

平成23年6月26日第24期定時株主総会決議
 (会社法に基づく新株予約権)

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 平成23年6月26日 |
| 新株予約権の数(個) | 5,020 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 (単元株式数100株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 502,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,008 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年10月18日 至 平成28年10月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,008 資本組入額 504 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時において、当社の従業員又は子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による行使は認めない。 ・新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めていないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。

ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記に準じて定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記に定める調整に服する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次のイ又はロを行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

イ．当社が株式分割または株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

ロ．当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」とは、下記に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む、以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。

なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

イ．上記イに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めていないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ロ．上記ロに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

上記イ及びロに定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年12月31日 | | 46,157 | | 4,229 | | 5,076 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

| 平成23年9月30日現在 | | | |
|----------------|-------------------------------|----------|----------------|
| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,039,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 42,971,600 | 429,716 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 147,210 | | 一単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 46,157,810 | | |
| 総株主の議決権 | | 429,716 | |

- (注) 1 住友信託銀行(株)(従業員持株会信託型ESOP信託口)が所有する当社株式127,500株は、「完全議決権株式(自己株式等)」に含めておりません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれておりません。
- 3 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式14株及び証券保管振替機構名義の株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---|----------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) エイベックス・グループ・ ホールディングス(株) | 東京都港区南青山3-1-30 | 3,039,000 | | 3,039,000 | 6.58 |
| 計 | | 3,039,000 | | 3,039,000 | 6.58 |

(注) 住友信託銀行(株)(従業員持株会信託型ESOP信託口)が所有する当社株式127,500株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

| 氏名 | 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 異動年月日 |
|------|--|--|------------|
| 林 真司 | 代表取締役CBO デジタル戦略室長、事業管理本部管 掌、アーティスト開発育成統括部管 掌、コンプライアンス担当 | 代表取締役CBO デジタル戦略室長、事業管理本部管 掌、コンプライアンス担当 | 平成23年7月1日 |
| | 代表取締役CBO 事業管理本部管掌、アーティスト開 発育成統括部管掌、コンプライア ンス担当 | 代表取締役CBO デジタル戦略室長、事業管理本部管 掌、アーティスト開発育成統括部管 掌、コンプライアンス担当 | 平成23年8月16日 |

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 12,039 | 7,754 |
| 受取手形及び売掛金 | 13,824 | 16,687 |
| 商品及び製品 | 1,685 | 1,696 |
| 仕掛品 | 2,218 | 2,922 |
| 原材料及び貯蔵品 | 434 | 346 |
| その他 | 10,359 | 11,255 |
| 貸倒引当金 | 184 | 168 |
| 流動資産合計 | 40,377 | 40,495 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 土地 | 29,770 | 29,770 |
| その他(純額) | 7,002 | 6,663 |
| 有形固定資産合計 | 36,772 | 36,434 |
| 無形固定資産 | 1,334 | 2,185 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,857 | 9,349 |
| その他 | 5,191 | 4,621 |
| 貸倒引当金 | 218 | 162 |
| 投資その他の資産合計 | 14,830 | 13,808 |
| 固定資産合計 | 52,938 | 52,428 |
| 資産合計 | 93,315 | 92,923 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,203 | 2,197 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 5,940 | 10,603 |
| 1年内償還予定の社債 | 1,496 | 2,696 |
| 未払金 | 6,505 | 11,726 |
| 未払法人税等 | 3,397 | 58 |
| 賞与引当金 | 1,673 | 1,119 |
| 役員賞与引当金 | 508 | 303 |
| 返品引当金 | 4,154 | 4,503 |
| 引当金 | 136 | 95 |
| その他 | 10,963 | 10,525 |
| 流動負債合計 | 35,977 | 43,828 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 7,046 | 4,470 |
| 長期借入金 | 14,570 | 7,040 |
| 退職給付引当金 | 674 | 784 |
| その他 | 1,498 | 1,725 |
| 固定負債合計 | 23,789 | 14,021 |
| 負債合計 | 59,767 | 57,849 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,229 | 4,229 |
| 資本剰余金 | 5,001 | 5,001 |
| 利益剰余金 | 28,577 | 30,120 |
| 自己株式 | 5,342 | 5,570 |
| 株主資本合計 | 32,465 | 33,780 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 19 | 0 |
| 為替換算調整勘定 | 345 | 343 |
| その他の包括利益累計額合計 | 365 | 344 |
| 新株予約権 | 357 | 415 |
| 少数株主持分 | 1,090 | 1,221 |
| 純資産合計 | 33,547 | 35,074 |
| 負債純資産合計 | 93,315 | 92,923 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---------------------|--|--|
| 売上高 | 85,949 | 82,517 |
| 売上原価 | 53,254 | 51,324 |
| 売上総利益 | 32,694 | 31,193 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 広告宣伝費 | 6,364 | 6,559 |
| 販売促進費 | 1,181 | 1,066 |
| 従業員給料及び賞与 | 4,512 | 4,961 |
| 役員賞与引当金繰入額 | - | 303 |
| 賞与引当金繰入額 | - | 1,119 |
| その他 | 10,387 | 10,023 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 22,444 | 24,033 |
| 営業利益 | 10,250 | 7,159 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 33 | 30 |
| 受取配当金 | 8 | 11 |
| 未払印税整理益 | 104 | 112 |
| その他 | 50 | 44 |
| 営業外収益合計 | 196 | 200 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 463 | 394 |
| 持分法による投資損失 | 216 | 156 |
| その他 | 264 | 161 |
| 営業外費用合計 | 944 | 712 |
| 経常利益 | 9,501 | 6,647 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却償還益 | 57 | 33 |
| 保険解約返戻金 | 44 | - |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 57 | - |
| 持分変動利益 | - | 84 |
| その他 | 18 | 4 |
| 特別利益合計 | 177 | 122 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 111 | 25 |
| 投資有価証券評価損 | 255 | 12 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 220 | - |
| 義援金 | - | 54 |
| その他 | 94 | 22 |
| 特別損失合計 | 681 | 115 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 8,997 | 6,655 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,523 | 1,871 |
| 法人税等調整額 | 775 | 1,384 |
| 法人税等合計 | 3,298 | 3,256 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 5,698 | 3,398 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 47 | 131 |
| 四半期純利益 | 5,746 | 3,267 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|------------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 5,698 | 3,398 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 12 | 14 |
| 為替換算調整勘定 | 39 | 31 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 112 | 3 |
| その他の包括利益合計 | 86 | 20 |
| 四半期包括利益 | 5,612 | 3,419 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 5,659 | 3,288 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 47 | 131 |

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(賞与引当金)

従業員賞与支給制度の見直しを行ったため、第1四半期連結会計期間より、従業員に対する賞与の負担見込額を計上しております。

(役員賞与引当金)

役員報酬制度の見直しを行ったため、第1四半期連結会計期間より、役員に対する賞与の負担見込額を計上しております。

(従業員持株会信託型ESOP)

当社は、平成22年8月30日開催の取締役会において、当社グループの従業員の労働意欲の向上や経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社グループの従業員へのインセンティブ・プラン(以下、「当プラン」)として「従業員持株会信託型ESOP」の導入を決議いたしました。

当プランでは、「エイベックス社員持株会」(以下、「当社持株会」)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株会信託型ESOP」が当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得して、約5年間にわたり当社持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に含めて計上しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日(平成23年12月31日)における自己株式数は、以下のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 自己株式数 | 3,475,038株 |
| うち当社所有自己株式数 | 3,364,338株 |
| うち信託口所有当社株式数 | 110,700株 |

(連結納税制度の適用)

第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

(法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

| | |
|-----------------------|-------|
| 平成24年3月31日まで | 40.7% |
| 平成24年4月1日から平成27年3月31日 | 38.0% |
| 平成27年4月1日以降 | 35.6% |

この税率の変更により繰延税金資産(繰延税金負債を控除した額)が386百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が384百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|--|---|
| <p>(財務制限条項)</p> <p>当社が取引銀行2行と締結している融資枠総額11,500百万円のコミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約3,000百万円については、各年度の四半期決算や年度決算における連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の営業利益等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。</p> <p>なお、平成23年3月末現在、財務制限条項の対象となる借入金残高は3,000百万円(金銭消費貸借契約による長期借入金3,000百万円(1年内返済予定の長期借入金3,000百万円))となっております。</p> | <p>(財務制限条項)</p> <p>当社が取引銀行2行と締結している融資枠総額11,500百万円のコミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約3,000百万円については、各年度の四半期決算や年度決算における連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の営業利益等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。</p> <p>なお、平成23年12月末現在、財務制限条項の対象となる借入金残高は400百万円(金銭消費貸借契約による長期借入金400百万円(1年内返済予定の長期借入金200百万円))となっております。</p> |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|--|--|
| 減価償却費 1,458百万円 | 減価償却費 1,455百万円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成22年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 858 | 20.00 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月28日 | 利益剰余金 |
| 平成22年11月4日 取締役会 | 普通株式 | 862 | 20.00 | 平成22年 9月30日 | 平成22年 12月9日 | 利益剰余金 |

(注) 平成22年11月4日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOP信託口に対する配当金3百万円を含めております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成23年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 862 | 20.00 | 平成23年 3月31日 | 平成23年 6月27日 | 利益剰余金 |
| 平成23年11月2日 取締役会 | 普通株式 | 862 | 20.00 | 平成23年 9月30日 | 平成23年 12月9日 | 利益剰余金 |

(注) 1 平成23年6月26日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOP信託口に対する配当金3百万円を含めております。

2 平成23年11月2日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOP信託口に対する配当金2百万円を含めております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 (注) 1 | 合計 | 調整額 (注) 2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3 |
|-----------------------|---------|--------|----------------------|--------|--------------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 音楽事業 | 映像事業 | マネジメン ト/ライブ 事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 48,391 | 12,145 | 23,392 | 83,929 | 2,019 | 85,949 | | 85,949 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 1,202 | 69 | 3,656 | 4,928 | 934 | 5,863 | 5,863 | |
| 計 | 49,593 | 12,214 | 27,049 | 88,857 | 2,954 | 91,812 | 5,863 | 85,949 |
| セグメント利益 | 5,954 | 1,807 | 2,183 | 9,945 | 304 | 10,249 | 0 | 10,250 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スクール事業及び飲食店事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 (注) 1 | 合計 | 調整額 (注) 2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3 |
|-----------------------|---------|--------|----------------------|--------|--------------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 音楽事業 | 映像事業 | マネジメン ト/ライブ 事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 44,815 | 14,266 | 21,315 | 80,397 | 2,119 | 82,517 | | 82,517 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 746 | 30 | 3,119 | 3,896 | 847 | 4,743 | 4,743 | |
| 計 | 45,561 | 14,296 | 24,435 | 84,293 | 2,967 | 87,260 | 4,743 | 82,517 |
| セグメント利益 | 3,699 | 2,370 | 1,089 | 7,158 | 0 | 7,159 | 0 | 7,159 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スクール事業及び飲食店事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | 133円80銭 | 76円07銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 5,746 | 3,267 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 5,746 | 3,267 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 42,944 | 42,947 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | 76円02銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | | |
| (うち、支払利息(税額相当額控除後)) | | |
| 普通株式増加数(千株) | | 32 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

- (注) 1 「普通株式の期中平均自己株式数」は、従業員持株会信託型ESOP信託口が所有する当社株式数を含めております。
- 2 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第25期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月2日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 862百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 20円00銭
- (ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月7日

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。